

令和 6 年度 公文書開示状況（7 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R6. 6. 18	R6. 7. 30	東京夢の島マリーナの管理運営に関する打ち合わせ記録	1		1						1							不開示情報は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、公にすることで、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	港湾局 港湾経営部 経営課
2	R6. 7. 17	R6. 7. 31	新たな被害者支援制度と調布飛行場の管理運営等に係る住民説明会次第	1	1														港湾局 離島港湾部 管理課	
3	R6. 7. 17	R6. 7. 31	調布飛行場の新たな被害者支援制度等に係る住民説明会議事録	23		1					1								個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため）	港湾局 離島港湾部 管理課
4	R6. 7. 17	R6. 7. 31	新たな被害者支援制度と調布飛行場の管理運営等について																以下の東京都公式ホームページにおいて閲覧できる情報と同一の情報に記載されているものであるため、東京都情報公開条例第 18 条第 2 項により開示をしない。 ホームページの URL： https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rito/juuminsetumeikai_shiryou20180815.pdf	港湾局 離島港湾部 管理課
5	R6. 7. 17	R6. 7. 31	・取材案内（都知事の行政視察について） ・旅費請求内訳書及び東京都タクシーチケット券（控） （レシートを含む）	19		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	港湾局 総務部 総務課